

交通安全ポスター・作文募集要領

【ポスターの募集】

1 募集対象

県内の小学校、中学校、高等学校等の児童、生徒とする。

2 応募作品

(1) 内容

子供や高齢者の道路の横断、シートベルト・チャイルドシートの着用、飲酒運転や運転中の携帯電話の使用禁止のほか、自転車のヘルメット着用や安全な乗り方、踏切の通行、自動車の安全運転など道路交通に関するもので、交通安全ポスターとして広報価値のあるものとする。

※ 作品には、交通安全の年間スローガンや標語等の文字を入れること。

(2) 用紙

四つ切り画用紙（54.0×38.0センチ、タテ、ヨコ自由）とし、裏面に学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入する。

(3) 注意事項

ア 信号機、標識、標示等を正しく描くこと

イ 車内の人物にはシートベルトまたはチャイルドシートを着用させて描くこと

ウ 自転車を素材にする場合は、ブレーキ等車体構造や乗り方を正しく描くこと
（自転車の装備に関するもの、誤った通行方法を容認しないこと。）

エ 自作、未発表作品に限ること

オ 他者の知的所有権を侵害しないこと

カ 他者の作品や、商品、商標、エンブレム、ロゴ等が作品中に含まれていないこと
（含まれていると判断された場合は審査の対象にならない。）

(4) 参考

ポスターの背景に白い部分があっても、特に、白塗りする必要はありません。

3 締切り日

応募作品は、各学校が別紙の送付書を添えて9月13日（金）までに、各地区交通安全協会（以下「地区協会」という。）事務局（各警察署内）に提出する。

4 応募作品の第1次審査

応募作品は、地区協会と警察署で第1次審査を行い、原則として、小・中・高校とも各学年ごとに1点を選び、山口県交通安全協会（以下「県協会」という。）に送付する。

5 応募作品の第2次審査

県協会は、地区協会から送付された作品について、警察本部及び山口県教育委員会と共に第2次審査を行い、小・中学校の各学年に最優秀、優秀2点、優良2点及び高校生に最優秀、優秀を選んで入選作品とする。

6 入選作品の表彰等

最優秀作品は、県協会会長及び警察本部長の連名により表彰、優秀及び優良の作

品については、県協会会長賞を授与し、また、県協会送付作品（選外作品を含む。）
に対しては努力賞を贈呈する。

7 その他

- (1) 入選作品は、山口県総合交通センター2階のロビーに展示するほか、県協会の
広報紙「交通やまぐち」へ掲載等するとともに、報道提供し、交通安全意識の普
及啓発に努める。
- (2) 入選作品については、学校名・学年・氏名を公表するとともに、報道機関に氏
名等を提供する。
- (3) 入選作品は、山口県総合交通センターでの展示終了後、返却する。

【作文の募集】

1 応募対象

県内の小学校、中学校等の児童、生徒とする。

2 応募作品

(1) 内容

交通安全を内容とするもので題材は自由とする。

※ 高齢者の交通事故の割合が高いため、高齢者への交通事故防止のメッセージや、自転車のヘルメット着用の義務化に伴うヘルメット着用の重要性など、内容にも配慮すること。

(2) 用紙

400字詰原稿用紙5枚以内とし、冒頭に、題名・学校名・学年・氏名を必ず記入する。

3 締切り日

応募作品は、各学校が別紙の送付書を添えて9月13日（金）までに、地区協会事務局（各警察署内）に提出する。

4 応募作品の第1次審査

応募作品は、ポスターと同様に地区協会と警察署で第1次審査を行い、原則として、小学校低学年（3年生以下）、同高学年（4年生以上）、中学校（全学年）ごとに各1点を選び、県協会に送付する。

なお、応募作品については、紛失防止のために、コピーを送付すること。

5 応募作品の第2次審査

ポスターと同様に、県協会では警察本部及び山口県教育委員会と共に第2次審査を行い、その中から小学校低学年、同高学年、中学生に、最優秀、優秀2点及び優良2点を選んで入選作品とする。

6 入選作品の表彰等

最優秀作品は、県協会会長及び教育長の連名により表彰、優秀及び優良の作品については、県協会会長賞を授与し、また、県協会送付作品（選外作品を含む。）に対しては努力賞を贈呈する。

7 その他

(1) 入選作品は、作品集にまとめて関係機関に配付するほか、報道機関に提供し、交通安全意識の普及啓発に努める。

(2) 入選作品については、学校名・学年・氏名を公表するとともに、報道機関に氏名等を提供する。

